

ふれあい事業助成要項

1 目的

地域の高齢者、障がい者、世代の異なる子ども等が住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと生活できるよう、住民が参加しふれあい等を通じ実践する町内での福祉活動に必要な経費を助成し、活動の活性化及び、地域福祉の増進を図る。

2 実施主体

社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会・かつらぎ町ボランティアセンター（以下「本会」という。）

3 実施期間

毎年4月15日から翌年2月末日までの活動に対する助成

4 助成対象

本会に登録している地域のボランティア団体・NPO法人ならびに自治会・学校。

ただし、他の機関から助成を受けている活動は対象外とする。

5 助成内容

高齢者、障がい者、世代の異なる子ども等がふれあい、交流する活動、または高齢者や障がい者の社会参加を支援する活動に費用を助成する。ただし1回開催にあたり5名以上参加者がある活動である事。また新たな拠点づくりにかかる初期導入費用を対象とする。

6 助成額

① 活動費として

1団体につき 2,000円×開催回数+300円×(延べ)参加人数にて基準額を算出し、上限50,000円とする。

② 初期導入費用として

新たな拠点づくりにかかる初期導入費用として、3回以上の開催を条件に、20,000円を上限に助成する。

ただし、①活動費と②初期導入費用を合算した時の上限は50,000円とする。

尚、助成金は、本会の会費をもって充てる。

7 交付の条件

この助成金により取得した備品に関しては、事業の完了後も最良なる管理者の意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図ること

8 実施方法

(1) 助成申請書の提出

ふれあい事業助成申請書（様式1）に所定の事項を記入して開催日の10日前までに本会会長に提出する。

但し、2回以上の開催を予定の場合は計画書を添付すること

(2) 助成決定と助成金の交付

本会会長は提出された申請書に基づき10日以内に助成の可否を決定し、助成金の交付日については申請団体との協議により行う。

(3) 事業の実施

申請団体は助成決定に基づき事業を実施する。

(4) 実施報告書の提出

活動実施後は、ふれあい事業実施報告書（様式2）に領収書活動写真を添付し、活動終了後30日以内に本会会長あてに報告する。

(5) 剰余金の返金

事業の実施により剰余金が生じた場合は、実施報告書（様式2）提出後、本会へ返金をする。

9 この要項に定めのない事項については、本会会長が決定する。

付 則 この事業は令和2年9月1日から適用する。

附 則 この要項は令和6年4月1日より施行する。

実施内容例

例1. 高齢者、障がい児・者、子どもを対象にした交流事業等を開催し、親睦を深める活動

例2. 災害時要配慮者を対象に自主防災組織などが、地域における防災学習や災害対策に加えて、要配慮者の支援に取り組む活動